

「普通倉庫荷役料率表」（新）

三井物産グローバルロジスティクス株式会社

(1) 基本料率

庫入又は庫出料金

(1トンにつき、単位 円)

大区分	中区分	料金
ユニタイズ貨物	コンテナ実入	320 ~ 590
	コンテナ空	270 ~ 500
	パレタイズ貨物	590 ~ 890
	その他	510 ~ 1,040
包装品	袋物	720 ~ 1,380
	べ - ル物	750 ~ 1,240
	たる物	610 ~ 820
	雑貨・機械類・モ-タ-サイクル	710 ~ 1,280
	農水産物・製茶・コウ	810 ~ 1,100
	その他	1,140 ~ 1,700
有姿貨物	非鉄金属	960 ~ 1,300
	タヤ・巻取紙・木材・鋼材・石材	580 ~ 990
ばら貨物		570 ~ 1,060
その他	家庭用電気・ガス石油器具	740 ~ 990
	その他	1,440 ~ 2,380

ばら貨物の浮揚 - 袋詰 - 庫入作業料金

(1トンにつき、単位 円)

米、小麦	1,740 ~ 2,360
メイズ、マイロ、大豆、大麦	2,080 ~ 2,830

庫出コンテナ詰又はコンテナ出し庫入作業料金

1トンにつき

1,800 ~ 2,700 円

(2) 割増料率及び割引料率

割増料率

種 別	内 容	割 増 率	
浮揚庫入又は庫出積荷役		庫入又は庫出料金の2割5分増	
冬 季 荷 役 12月1日～ 3月31日	福島県、宮城県、岩手県	基本料率の2割増	
	青森県、岩手県の内水沢及びその以北、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、京都府の内舞鶴及びその以北、鳥取県、島根県、岐阜県の内高山及びその以北	基本料率の3割増	
	北海道	基本料率の4割増	
接岸船舶の積卸しに直接接続する庫入庫出の荷役		庫入又は庫出料金の2割5分増	
半 夜 荷 役	17時から21時30分までの間における荷役	基本料率の6割増	
土 曜 日 荷 役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日)がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料率の6割増	
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料率の10割増	
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料率の1割増	
超 過 距 離 荷 役	基本距離(注)を越える距離の荷役であって その超過距離が50メートル以内のもの 1トンにつき、単位 円	撤貨物	140～190
		一般貨物	170～230
多階建倉庫荷役	2階以上の倉庫への貨物の庫入又は2階以上の倉庫からの貨物の庫出荷役	基本料率の3割増以内	

(注)基本距離とは、浮揚庫入又は庫出積荷役にあつては80メートル、庫入又は庫出荷役にあつては50メートルとする。

割引料率

種 別	内 容	割 引 率
大口数量割引	荷主からの1荷役引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合	1,000トン以上～3,000トン未満 全量 基本料金の5%割引
		3,000トン以上 全量 基本料金の7%割引
長期大量取扱	同一荷主から3ヶ月以上の長期契約に基づき、1回当たり3,000トン以上の荷役を1ヶ月に2回以上、3ヶ月連続して引き受けた場合	1回当たり3,000トン以上の荷役につき 基本料率の5%割引

(3) その他の料金

特殊荷役料率

はい替 庫入又は庫出料率の8割

仕分 庫入又は庫出料率の3割

看貫 庫入又は庫出料率の3割(計量器使用、検量立会人の費用は含まず。別途実費申し受けます。)

仮置 庫入又は庫出料率の3割

倉移し 庫入又は庫出料率の合算額

量目調整料 実費

荷直料

(1トンにつき、単位 円)

麻袋	メイズ、マイロ、大豆、大麦	160~190
	その他	130~160
紙袋、ビニ-ル袋		160~190

(注1) 本料率は取扱貨物全数量に適用します。

(注2) 本料率には材料費を含みません。

(注3) 袋物以外は実費を申し受けます。

待機料

(1口1時間につき、単位 円)

	4~6人(5人)	7~9人(8人)	10~12人(11人)	13~15人(14人)	16~18人(17人)	19~21人(20人)
昼間(8時30分から17時00まで)	15,420 ~20,740	24,620 ~33,130	33,870 ~45,560	43,100 ~58,000	52,340 ~70,420	61,570 ~82,850
半夜(17時00分から21時30まで)	23,980 ~32,260	38,300 ~51,540	52,680 ~70,870	67,060 ~90,220	81,420 ~109,540	95,800 ~128,880

最低料金

(1口1時間につき、単位 円)

	4~6人(5人)	7~9人(8人)	10~12人(11人)	13~15人(14人)	16~18人(17人)	19~21人(20人)
昼間(8時30分から17時00まで)	122,260 ~164,520	195,370 ~262,850	268,640 ~361,450	341,970 ~460,130	415,230 ~558,630	488,570 ~657,310
半夜(17時00分から21時30まで)	122,260 ~164,520	195,370 ~262,850	268,640 ~361,450	341,970 ~460,130	415,230 ~558,630	488,570 ~657,310

トラック積卸手伝料金

庫入又は庫出料率の5割以内

(4) 分担金等

解揚庫入又は庫出解積作業に対し、次の料金を申し受けます。

港湾福利分担金	1トンにつき	4円
港湾労働法関係付加金(5大港に限る。)	1トンにつき	1円50銭
労働安定基金	1トンにつき	3円50銭

(注) 港湾労働関係法付加金は、港湾労働法に基づき指定された港湾において、同法の適用を受ける倉庫で作業した場合に申し受けます。

(5) 個別に協議して定める料金

特殊な貨物(特大品、変質、発熱、塵埃、悪臭、汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)の荷役、又は特別な荷役(荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料率のほかに、荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。

荷主の要求により検品、改装、改梱、見本採取、特殊仕訳、マ-ク刷、エフ付、詰合せ、詰替えその他の作業を行った場合には、荷主と協議のうえ別途実費を申し受けます。

基本距離を超える距離の荷役であって、その超過距離が50メートルを超える場合は、基本料率のほかに、荷主と協議のうえ別途実費を申し受けます。

荷主の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、荷主と協議のうえ別途実費を申し受けます。

天災等特別の事由により、労働者の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り荷主と協議のうえ特別料金を申し受けることがあります。

高価品の明告ある貨物、危険品貨物は、荷主と協議のうえ決定した金額を申し受けます。

荷主の要求により、電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行う場合は、荷主と協議のうえ決定した金額を申し受けます。

本料率表に記載のない事項については、その都度荷主と協議のうえ決定した金額を申し受けます。

(6) 料率の適用

料金の計算

イ. 計算トン数(コンテナを除く。)は、重量1,000キログラムをもって1トンとして計算したトン数又は体積1.133立方メートルをもって1トンとして計算したトン数のいずれが大なる方とする。

なお、慣例により計算トン数の算出に当たり重量に一定の係数を乗じて得た数値を使用している場合には、その例による。ただし、次の場合の係数は、それぞれの定めるところによる。

()メイズ、マイロ、大豆、大麦の撤解揚-袋詰-庫入作業 1.0

()袋物のメイズ、マイロ、大豆、大麦 1.2

() 袋物のパレット状飼料 1.3

() 袋物のふすま 1.8

ロ. コンテナの計算トン数は、実入、空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンとする。20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとする。

ハ. 1個の体積が、0.025立方メートルに満たない貨物は、1個の体積を0.025立方メートルとして計算して計算トン数の算出をする。

ニ. 割増料率又は割引料率が重複する場合は、基本料率にそれぞれの割増率または割引率を乗じて得た額を基本料率に加算し、又は基本料率から差し引く。また超過距離荷役が重複する場合には、その割増額を基本料率に加算する。

ホ. 庫入又は庫出1回の料金の総額が800円に満たないときは、800円を申し受けます。

その他の料率の適用

イ. 待機料

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては、8時30分、半夜荷役にあつては17時00分）以降における本船入港待又は天候若しくは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては8時30分から17時00分までの間、半夜荷役にあつては17時00分から21時30分までの間に発生した待機時間について、適用する。

ただし、待機事由が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限り適用する。

ロ. 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用する。ただし、これ等の場合が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限り適用する。

(イ) 荷役手配の取消の場合

a. 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用する。

b. 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用する。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は少量作業若しくは荷役待機等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、当該の最低料金を適用する。

(7) 消費税等の加算

(1) から (6) までによって計算した料金の総額に消費税（地方消費税を含む）に相当する金額を別途加算します。ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。

適用地区

三井物産グローバルロジスティクス株式会社

・全国